

議会規則第 3 号

南九州市議会委員会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

南九州市議会委員会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 24 日

南九州市議会議長 加治佐 民生

（制定理由）

南九州市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和 8 年南九州市条例第 5 号）の施行期日を定めるため、規則を制定しようとするものである。

南九州市議会委員会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

南九州市議会委員会条例の一部を改正する条例(令和 8 年南九州市条例第 5 号)
第 2 条の改正規定の施行期日は、令和 8 年 9 月 24 日とする。